

○内閣府
総務省 令第 号

郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百十条の二第一項の規定を実施するため、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和 年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成十八年 内閣府
令第三号）の一部を次のように改正する。 総務省

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後		改正前
(郵便貯金銀行が業務を行おうとするときの届出) 第三條の二 郵便貯金銀行は、法第百十條の二第一項後段の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。 一 当該業務の内容及び方法を記載した書類 二 郵便貯金銀行に関する次に掲げる書類 イ 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行の議決権のその総株主の議決権に占める割合が二分の一以下であることを明らかにする書類 ロ 当該届出後における収支の見込みを記載した書類 三 法第百十條の二第二項の規定を遵守するために講じた措置及び講じようとする措置を記載した書類		〔新設〕
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。		

附 則

この命令は、公布の日から施行する。